

## 中村学園大学(含む短期大学部)寮細則

昭和 58 年 4 月 1 日制定

第 1 条 この細則は、中村学園大学(含む短期大学部)学生寮規程(以下「学生寮規程」という。)第 8 条に基づき、寮生活についての必要な事項を定める。

第 2 条 寮生は、この細則に従い、寮監及び栄養士の指導のもとに必要な業務を分担し、規則正しい寮生活をおくるように努めなければならない。

第 3 条 寮生活の円滑な運営を図るため、寮生は、各寮の実態に即して必要な組織を設け、分担して責任を果たすものとする。

2 寮長、副寮長その他の役員は、寮生の互選による。任期は半年間とする。

第 4 条 寮生は、次に示す事項の場合は文書による願出又は届出をしなければならない。

### (1) 入退寮

ア 学生寮規程第 3 章による。

### イ 在寮資格の喪失

寮生は、次の各号の 1 に該当する場合はその資格を失うものとする。

(ア) 在寮期間が満了したとき

(イ) 自己の都合により退寮したとき

(ウ) 退学又は除籍により学籍を失ったとき

(エ) 退寮を命じられたとき

### ウ 退寮命令

学生委員長は、寮生が別に定める遵守事項に著しく違反し、又寮生としてふさわしくない行為があったと認められたときは学生委員会の議を経て、退寮を命じることができる。

### エ 退寮

(ア) 退寮時には室内を清掃し担当寮監の室内点検を受けたあと部屋の鍵を事務室に返却すること。

(イ) 退寮後、区役所に住民異動届を提出すると共に、学生部に住所変更届を提出すること。

### (2) 帰省又は外泊

その都度寮監に願い出て、その許可を得なければならない。なお、外泊は、入寮の際に保護者より届けられた外泊先に限る。

### (3) 他行届

私的な他行は、保護者による他行届を寮監を通じて学生部に提出しなければならない。

(4) アルバイト

届出制になっているので保護者連署の上、アルバイト届を寮監を通じて学生部に提出しなければならない。

第5条 春期、夏期、冬期の長期休暇中は、原則として閉寮する。特別の事情があると認められる場合は、在寮を許可する。

第6条 本学学生でない者の出入は、寮監の許可を受けなければならない。また、寮生以外は、原則として宿泊を許可しない。

第7条 寮生活においては、他人に迷惑をかけ災害を起こすおそれのあるものの持ち込みや使用をしてはならない。

第8条 寮の業務を分担処理するために、次の当番を置く。

(1) 日直当番

ア 門限時刻後の在寮生数を確認し、寮監に報告する。

イ 廊下及び階段の清掃をする。

ウ その他必要な事項を処理する。

(2) 炊事当番(曙寮のみ)

ア 栄養士の指示、指導に従い、集団給食業務を行う。

イ 当番は交替して行う。

ウ やむを得ず当番業務ができない場合は、必ず代理者を頼み、その旨を栄養士に届け出るものとする。

エ 食品衛生の万全を期するため、服装、手洗い、保存食等、必要事項を励行すること。

第9条 寮生活を自主的にし、また寮生相互の連携を密にするために、定期又は臨時に次の集会を開く。その際、寮監、栄養士は、出席するものとする。

(1) 寮会(各寮毎の全寮生による集会)

(2) 寮役員会(各寮毎の寮長、副寮長及び役員による集会)

(3) 寮長会(各寮の寮長、副寮長による集会)

(4) その他、寮運営上特に必要と認められる集会

第10条 寮生は、各自の属する寮の「防火管理計画」と各自の分担を熟知し、平素の災害予防に注意すると共に、消火器、消火栓の取扱い方、通報連絡の仕方、避難要領について熟練するよう努めなければならない。

第11条 寮生は、入寮した後に、その寮の指定銀行に各自の口座を設け、送金はすべてこれに振込むものとする。

2 寮関係で必要な納入経費は、「寮費等諸経費納入細則」に基づき、各寮生の口座から各寮の口座に自動的に振込まれるものとする。

第12条 寮生活の日課表は、原則として次の通りとする。

## 生活日課表

6：30	起床		
7：00	朝食		
18：00	入浴(城南寮)	19：00	入浴(曙寮)
18：00	夕食		
22：00	門限		
23：00	消灯(常夜灯を除いて全面消灯。ただし、前学期・後学期試験2週間前からは消灯なしとする。) (就寝)		

(注) その他の細則については各寮において定める。

第13条 寮監等は、大学寮の施設設備等の保全及び寮生の生活指導上、特に必要であると認められる時は居室内に立ち入って所要の点検を行うことがある。この場合、緊急を必要とする時のほかは原則として当該寮生の同意を得なければならない。

### 附 則

この細則は、令和元年7月1日から施行する。